

議案第51号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日)</u></p> <p>6 <u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p> <p><u>(児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日)</u></p> <p>10 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～9 [略]</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。